



神奈川県PTA協議会安全互助会は
 単位PTA、会員校の児童・生徒およびPTA会員（保護者・教職員）等の皆さまが
 安心してPTA活動に取り組めるようにサポート、
 活動中に生じるさまざまな事故を幅広く補償します。

神奈川県PTA協議会に所属する小・中学校PTAがPTA単位で団体として加入します。

《会費》 1世帯100円

※令和2年度から 年会費 100円 (1世帯) そのままでPTA賠償責任保険の補償内容がさらに充実しました。

- 《保険の対象となる方》・PTA会員(保護者・教職員)およびその学校に通学する児童・生徒
- ・PTA会員の同居の親族
 - ・PTA行事(*1)への参加が事前にPTAより認められている方

(*1)PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事で
 PTA総会・運営委員会などPTA会則(名称のいかんを問いません)にもとづく手続きを経
 て 決定されたものをいいます。

●PTA団体傷害保険

PTAが主催・共催する行事中に参加者が事故にあったり、食中毒になったような場合、日射または熱射を原因とする熱中症も対象となり、入院・通院保険金等が支払われます。また、日常のPTA活動中にけがをした場合も同様に補償されます。(PTA行事への往復途上も対象となります)

PTA団体傷害保険

日本国内でのPTA主催・共催の行事参加中に被ったケガについて保険金をお支払いします。

補償内容例 例えばこのような場合のケガの補償

児童・生徒

児童がPTA活動中にケガをした



PTA会員

保護者会員がPTA共催の運動会でケガをした



PTAが事前に認めた参加者

PTA安全パトロール中にケガをした



<お支払いする保険金>

- ①死亡保険金 ②後遺障害保険金 ③入院保険金 ④手術保険金 ⑤通院保険金

※ケガには細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。(細菌性食中毒補償特約)

ケガには急激かつ外来による日射または熱射による身体の障害を含みます。(熱中症危険補償特約)

| | | |
|-----------------|------|--------|
| ・保険金（保険会社より）… | 入院日額 | 3,060円 |
| | 通院日額 | 1,140円 |
| ・お見舞金（安全互助会より）… | 入院 | 5,000円 |
| ※1事故につき | 通院 | 2,000円 |

● P T A賠償責任保険

P T A活動に起因する加害事故（対人・対物・保管物）を補償する制度です。また、令和2年度からは提供飲食物に対する補償・法律相談に関する費用補償にも対応しています。

PTA賠償責任保険

日本国内でのPTA主催・共催の活動に起因し、他人の身体、財物に損害を与え、PTAが法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

基本補償例 例えこのような場合の対人・対物・保管物の補償

- 対人・対物補償の被保険者にはPTAだけでなく、**PTA役員が含まれます。** **2020年4月改定**

対人 来賓にケガをさせた



対物 他人の財物を壊した



保管物

学校から借りたものを壊した



<お支払いする保険金>

- ①損害賠償金 ②損害発生・拡大防止費用 ③求償権保全費用 ④緊急措置費用
- ⑤争訟費用 ⑥保険会社への協力費用

オプション補償 2つの特約で補償が充実します。 ※ご契約内容をご確認ください。

- **提供飲食物危険補償** **2020年4月新登場**

PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被った場合の損害賠償責任を補償



- **法律相談対応費用補償** **2020年4月新登場**

PTAおよびPTAの役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償

弁護士相談・弁護士紹介サービス

トラブルに関して、弊社提携先弁護士からのアドバイスや、委任を行う弁護士の紹介を受けられます。



神奈川県P T A協議会安全互助会 事務局

〒231-0006 横浜市中区南仲通 3-26

カーニープレイス横浜関内ビル 8階

電話 045-228-7521 Fax 045-228-7541